

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2013-01
January 16, 2013

目次:

概要	1
要点	1
主な内容	1
CECL モデルの主要要素 ..	3
目的	3
範囲	3
測定	4
事後測定	6
考慮すべき一連の情報	7
金利収益	8
条件変更	10
開示	10
経過措置	11
質問	11
付録I	
-FASB の CECL モデル	
と IASB の信用悪化モデル	
の比較	12
付録II - 開示要求事項	14

金融資産に係る信用損失

FASB の「現在の予想信用損失モデル」の概要

概要

要点

- 減損は、金融商品会計の多くを見直すという米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) (「両審議会」) の共同プロジェクトの重要な一部分となっています。最近の金融危機の余波の中で、既存の発生損失アプローチは信用損失の認識が遅れるという批判を受けてきました。このため、多くの関係者は既存の減損モデルの改訂が必要と考えています。
- FASB は、「現在の予想信用損失 (Current Expected Credit Loss <CECL>)」モデルと呼ばれる減損モデル案についての再審議を完了しました。2012年12月、FASB は、公開草案として会計基準アップデート (ASU) 案「金融商品 - 信用損失 (サブトピック 825-15)」を公表し、パブリックコメントを募集しています。本公開草案は、適用範囲となる金融商品について予想信用損失の全額を認識することを提案しています。コメント募集期間は、2013年4月30日までとなっています。
- IASB は、従来は「3バケット」モデルと呼ばれ現在は「信用悪化 (credit deterioration)」モデルと呼ばれているモデル案の再審議を完了しています。IASB のモデルは、いくつかの主要な領域において FASB のモデルと異なっています。IASB は2013年第1四半期に公開草案を公表する予定です。

主な内容

.1 金融資産の減損に関する改訂基準の開発は、金融商品会計の多様な側面に対処することを目的とした両審議会の共同優先プロジェクトの一部分です。本稿は、減損会計の開発のみに焦点を当てていますので、金融商品プロジェクトの分類および測定に関する情報については、[Dataline2012-21](#) 「Financial instruments classification and measurement - An update on the FASB's tentative approach to be exposed in Q1 2013 (金融商品の分類および測定 - 2013年第1四半期に公表予定のFASBの暫定的アプローチに関するアップデート)」を参照下さい。



.2 ささまざまな関係者が、現在使用されている減損モデルに関して、会計基準設定主体は認識されている欠点に対応する必要があるという見解を表明してきました。以下はその例です。

- 1) 20カ国・地域財務相・中央銀行総裁会議(G20)は、世界金融危機の原因を分析した2009年4月の報告書の中で、いくつかの提言を行いました。なかでもとくに、当報告書は、貸付金の損失の引当に関連する会計原則は、「信用に関するより広範な情報」を考慮できるように改善すべきであると提言しました。
- 2) FASBとIASBに提言を行うために組織された金融危機アドバイザー・グループ(FCAG)は、2009年7月の最終報告書において、金融危機によって財務報告の弱点が露呈されたと述べました。その弱点の中には、「銀行、保険会社およびその他金融機関による貸付金、仕組み信用商品、およびその他金融商品に関する損失の認識の遅れ」が含まれます。FCAGは、両審議会に対して、予想損失モデルまたは公正価値モデルなどもっと将来を見通した情報を利用するアプローチを検討するよう提言しました。
- 3) バーゼル銀行監督委員会は、2009年8月の報告書の中で、IASBの新しい金融商品に関する基準は、「より頑健な引当を実現するため、貸付金の損失をより早期に認識する必要性を反映」しなければならないと述べました。

.3 FASBのCECLモデルとIASBの信用悪化モデルの両方とも、適切なタイミングで引当金を認識することの制約と考えられていた項目を取り去って、企業がより広範な一連の情報を考慮できるようにすることにより、信用損失に関する報告の意思決定の有用性を改善しようとするものです。両モデルとも、各報告期間に認識すべき信用損失の金額を決定する際に、現行実務で用いられている発生損失モデルではなく、予想損失モデルを用いることを検討しています。

PwCの見解:

両モデル案を適用するためにシステムやプロセスの広範囲にわたる変更が必要となる可能性があり、その設計や導入に相当な準備期間が必要となると思われます。具体的には、企業は現在よりも長い対象期間にわたる損失を見積るためのシステムを整備する必要があります。提案されているモデルの運用可能性や導入に伴うシステム要件について懸念がある場合、関係者にはコメント・レターのプロセスを通じてこうした懸念を伝えることが奨励されます。

.4 本稿では、FASBのCECLモデルに焦点を当てていますが、全編を通じてIASBの信用悪化モデルとの比較も行っています。さらに、両審議会のそれぞれの減損アプローチの比較表を付録IIに掲載していますのでご参照下さい。

.5 両審議会が、発生損失モデルから離れて、かわりに予想損失モデルを検討していることから、信用損失引当金の水準が変わる可能性があります。これによって自己資本比率規制の要求事項や種々の主要な財務数値に影響が及ぶ可能性があります。

.6 FASBは、提案しているモデルの発効日をまだ決定していません。FASBは、コメント期間中に受領したフィードバックを検討した後で発効日を審議する予定です。FASBは、複数の発効日の可能性を検討することを示唆しており、公開企業と非公開企業、規制企業と非規制企業で異なる発効日が検討される可能性があります。

PwCの見解:

FASBが2012年12月にCECLモデル案を公表したことを考慮すると、2013年後半より前に最終基準を公表する可能性は低く、したがって、発効日が2015年より早くなる可能性は低いと考えられます。

CECLモデルの主な要素

目的

.7 信用損失引当金を計上する目的は、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの金額の見積りを反映することです。CECLモデルは、企業が予想信用損失をどのように認識して測定すべきかについてのガイダンスを提供しています。CECLモデルは、現在の複数の減損モデルを1つのモデルに置き換えることによって、現在の実務を簡素化することを目的としています。さらに、CECLモデルによって、企業は、発生が予想される信用損失の金額を決定するためにより広範な一連の情報を検討することができるようになります。

.8 負債性金融商品について、米国会計基準(US GAAP)では、現在、次のようないくつかの異なる減損モデルが使われています。

- ASC310-30「受取債権－信用度が悪化した状態で取得した貸付金および負債性証券」(従前のSOP03-3)
- ASC310-40「受取債権－債権者による不良債権の再編」(従前のFAS114)
- ASC320-10-35「投資－負債性証券および持分証券－一時的でない減損の認識」(従前のFSP-FAS115-2)
- ASC325-40「投資－証券化金融資産に対する受益者持分」(従前のEITF99-20)
- ASC450「偶発事象」(従前のFAS5)

CECLモデルは、負債性金融商品について現在存在している複数の減損モデルを、すべての負債性金融商品に対する単一のアプローチに置き換えることを意図しています。

PwCの見解:

金利収益の認識に関して、CECLモデルは購入した信用減損金融資産の金利収益の認識方法および金利収益の発生計上を中止する時期のみを扱っています。提案されている会計基準アップデートは、債権者がポートフォリオの残存部分の金利収益をどのように認識すべきかを扱っていません。それでも、本修正案は、特定の金融商品の金利収益の認識に関わるガイダンスを提供している現在のASC310-30およびASC325-40と置き換わる予定です。PwCは、CECLモデルの下で金利収益をどのように認識すべきかについて疑問が生じると考えています。

範囲

.9 CECLモデルおよび信用悪化モデルが適用されるのは、信用リスクに関連する損失を被る金融資産で、かつ、純利益を通じた公正価値測定に区分されていない金融資産となります。言い換えると、両モデルは、信用リスクに関する損失を被る、償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値(FV-OCI)で計上されている金融資産に適用されることとなります。

.10 両モデルの適用範囲には、貸付金、負債性証券、売掛金、リース債権、およびローン・コミットメントが含まれます。現時点で、FASBは、保険取引から生じる再保険債権も減損モデルの適用範囲に含めています。IASBは、最近、再保険債権を保険会計の対象にするという決定を行いました。これにより再保険債権は、IFRSの下で予想価値により測定される、すなわち、予想信用損失を考慮することとなります。つまり、再保険債権に適用される会計基準はUS GAAPとIFRSで異なるにもかかわらず、提案されている信用損失の測定は同様となることとなります。

PwCの見解:

金融保証がFASBの修正案の適用範囲に含まれるかどうかについて多くの人が疑問を持ってきました。金融保証は、提案されているガイダンスの適用範囲に含まれるローン・コミットメントと同様の、信用について考慮すべき事項の多くを有しているとの主張も多々聞かれます。しかし、金融保証を保険契約とみなす人は、保険契約として会計処理すべきと考えています。

FASBは、保険会社が販売している住宅ローン保険や金融保証契約など、既存のUS GAAPの下で現在、保険として会計処理されている金融保証契約については、現在提案されている保険契約基準を適用すべきであることを暫定的に決定しました。FASBはまだ、銀行または他の金融機関が供与する保証を保険基準の範囲内に含めるかどうかを決定していません。FASBは保険契約に関するプロジェクトにおいて、「保険契約」を幅広く定義することを暫定的に決定しています。そのため、保険契約基準の中に特定の適用除外がなければ、金融保証契約は保険契約の定義を満たす可能性があります。

IASBは、減損プロジェクトの適用範囲に金融保証保険を含めることを決定しています。しかし、企業が以前に、金融保証契約を保険契約とみなし、保険会計を適用してきたことを明確に主張していた場合、IASBは、当該企業に保険会計の継続適用を認める予定です。

測定

.11 CECLモデルは、企業に、負債性金融商品に関わる予想信用損失の全額について引当金を認識することを要求することになります。FASBは、予想信用損失を、「認識した金融資産（もしくは金融資産のグループ）または与信を拡大するコミットメントからの回収が見込まれないすべての契約上のキャッシュ・フローの見積り」と定義しています。信用損失を認識する前の閾値はなく、また引当金は貨幣の時間価値を反映しなければなりません。CECLモデルを適用する際の貨幣の時間価値の考慮に関しては、後述の「考慮すべき一連の情報」セクションでの詳細な解説を参照下さい。

PwCの見解:

CECLモデルおよび信用悪化モデルは、両モデルとも発生損失の概念から離れて、かわりに予想損失に焦点を当てていることから、両モデルともに現行の実務からの大幅な変更となる可能性があります。両モデルとも現行の実務からの変更となりますが、2つのモデルの間には重要な差異がいくつかあります。

最も重要な差異はおそらく、CECLモデルが予想信用損失の全額を認識するための「トリガー」がないのに対して、信用悪化モデルが予想信用損失の全額の認識を要求するのは、重要な信用度の悪化があった資産または今後12カ月の間に損失が発生する可能性がある資産のみであるという点です。

.12 CECLモデルと信用悪化モデルは両方も、企業の予想信用損失の見積りは、信用損失が生じる可能性と信用損失が生じない可能性という最低でも2つの可能性を反映することを要求しています。企業は、個々の金融資産の最も可能性の高い結果 (most likely outcome) のみに基づいて予想信用損失を見積ることを禁止されることになります。

PwCの見解:

CECLモデルおよび信用悪化モデルは、両方とも、信用損失引当金を見積る際に2つ以上の可能性のあるシナリオを検討することを要求しています。シナリオのうちの1つは、信用損失が生じる可能性を反映しなければならないため、すべての金融資産についていくばくかの引当金が計上されることとなります。

CECLモデルでは、予想信用損失の全額を認識する前の閾値がありません。すべての貸付金は何らかの損失リスクを有しているため、CECLモデルでは新規に組成された貸付金に関連した信用リスクに関する初日の損失の認識が要求されることとなります。IASBの信用悪化モデルの適用においても初日の損失を認識することとなりますが、その損失はCECLモデルの下での損失よりも小さくなると考えられます。なぜならば、IASBモデルでは、重大な信用度の悪化を経験していない新規組成貸付金については今後12カ月の損失の可能性だけを考慮するからです。

.13 CECLモデルおよび信用悪化モデルの両モデルは、償却原価およびFV-OCIで測定される金融資産に適用されます。しかしながら、CECLモデルは、FV-OCIで測定される金融資産について実務上の簡便法を含んでいます。実務上の簡便法は、以下の2つの要件の双方を満たす場合、信用損失を認識しないことを企業に認めるものです。

- 個々の金融資産の公正価値が、その金融資産の償却原価による価額よりも大きい(または等しい)
- 個々の金融資産の予想信用損失が重大ではない。これは、報告日現在での当該資産の信用度に関する指標から考えた予想信用損失の範囲についての一般的な予想を考慮して判断できる場合がある。

PwCの見解:

負債性証券は、FV-OCIで計上される金融資産のより一般的な種類のひとつであると考えられます。多くの場合、企業は、米国債やその他の高格付け証券といった信用度の高い負債性証券の大きなポートフォリオを保有しています。信用損失は個々の資産ごとには重大でないことが多く、したがって、これらの証券は、実務上の簡便法に適格となるための2つめの要件を充足すると考えられます。

しかしながら、このような証券の公正価値は、流動性、金利、および信用を含むさまざまな要因の影響を受けます。その結果、公正価値の下落につながる市場金利の変動によって、これらの証券がもはや実務上の簡便法に適格でなくなる場合もあります。その場合、証券の信用リスクに変動がなくても予想信用損失の認識が要求されることとなります。こうした信用損失は個々の資産ごとには重大でなくとも、もしかするとポートフォリオ全体にとっては重大となる可能性があります。

.14 CECLモデルは、貸手による担保の運用または売却により返済が行われる(collateral-dependent)金融資産の信用損失を見積る際の実務上の簡便法を提供しています。この実務上の簡便法は現行の実務と整合するものです。この実務上の簡便法によって、企業は信用損失引当金を算定する際に、償却原価による価額と担保の公正価値を比較することができます。企業が実務上の簡便法を適用することを選択し、かつ資産の返済または充足が担保の売却に依存する場合には、担保の公正価値は売却コストの見積もりを考慮するよう調整されなければなりません。資産の返済または充足が、担保の売却ではなく、担保の運用に依存する場合、公正価値の調整は行われません。

PwCの見解:

FASBは、担保依存 (collateral-dependent) 金融資産の現在の定義を拡大しました。現行のガイダンスの下では、当該金融資産の定義は貸付金にのみ適用されます。すなわち、その定義は「基礎となる担保によってのみ返済が見込まれる貸付金」となっています。

当該金融資産の新しい定義は、「報告日時点での企業の評価に基づき、返済が主としてまたはほとんど (貸手による) 担保の運用または売却を通じて行われると見込まれる金融資産」へ改訂されています。

現在、企業が現行の当該金融資産の定義をどのように適用しているかにはばらつきがあります。FASBは、追加の金融資産を含めるために当該金融資産の範囲と定義を拡大しましたが、関連する追加の適用ガイダンスは十分には提供されていません。そのため、PwCは、企業が実務においてどのように定義を適用するかについて今後もばらつきが残ると予想しています。

- .15 純利益を通じて公正価値で測定されないローン・コミットメントについて、CECLモデルは、信用を供与するという無条件の法的義務を通じて信用リスクに晒されている全契約期間にわたる信用損失を見積ることを企業に要求しています。ローン・コミットメントに関わる信用損失の見積りは、融資が生じる可能性およびこうした融資額に対して発生が見込まれる信用損失の程度を考慮します。

事後測定

- .16 各報告期間に、企業は、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの更新された見積りを反映するよう調整するために必要とされる信用損失 (または戻し入れ) の金額を信用損失引当金繰入額として認識します。
- .17 企業は、将来の回収について合理的な見込みがないと判断した期間に、金融資産 (または金融資産の一部) を直接償却する必要があります。

PwCの見解:

本修正案における直接償却のガイダンスは、現行の実務からの大幅な変更を示しています。証券に関して、一時的ではない減損を反映させるための償却原価を基礎とした帳簿価額の「直接償却」は、もはや行われません。それにかわり、企業は信用損失引当金を計上することになります。引当金はその後期間において減少する場合があります。

貸付金に関しては、現行の実務では貸付金を直接償却するタイミングにばらつきがあります。実務はまちまちですが、規制当局などにより共通のアプローチが確立されている一部の業界では統一性が達成されています。たとえば、銀行は通常、貸付金が180日延滞した際に直接償却します。

CECLモデルは、直接償却の認識についての単一のアプローチを設定しています。この単一のアプローチは、回収について合理的な見込みがない場合に直接償却することを要求しています。CECLモデルは首尾一貫性を促進しようとしていますが、一方で、「回収について合理的な見込みがない」という原則には解釈の余地が残されているため、PwCは、規制当局が今後もガイダンスの解釈方法について見解を表明すると予想しています。これに加えて、FASBは、企業に直接償却の方針を開示することを要求しています。

考慮すべき一連の情報

.18 CECLモデルと信用悪化モデルは両方とも、見積りを行う際に適切と考えられる内部および外部の利用可能な情報を基礎に予想信用損失の見積りを行うことを要求しています。これには、過去の事象、現時点の状況、および合理的で裏付け可能な将来の予測についての情報が含まれます。企業は、借手に固有の定性的および定量的な要因ならびに報告企業が営業している経済環境の両方を考慮できるようになります。

PwCの見解:

CECLと信用悪化の両モデルの目標の1つは、信用損失引当金を見積る際に、企業がより広範な一連の情報を考慮できるようにすることです。2008年の金融危機の間、企業は、発生損失モデルによる制約を受けていました。最終的に信用損失がさらに発生することを示唆する情報を入手していたにもかかわらず、企業が信用損失を計上できたのはこうした損失が実際に発生したときのみでした。考慮すべき一連の情報を設定する際に、両審議会は、マクロ経済および借手特有の状況に関する予想を含む関連するすべての情報を企業が確実に考慮できるようになることに注力しました。

.19 CECLモデルは、信用損失の見積りに固有の判断が伴うことを認識し、また、見積りの最適な方法は、資産および見積りプロセスに関連する入手可能な情報によって異なることも認識しています。そのため、CECLモデルは、予想信用損失を算定するために特定のアプローチまたは特定の方針の選択を強制していません。本修正案には、CECLモデルの下で予想信用損失を見積るために使用できるさまざまな方法の例が示されています。

PwCの見解:

FASBは、予想信用損失を見積るという原則を満たすための最も適切な方法を決定することに関して企業に裁量を与えています。これは現行のガイダンスからの変更となります。現行ガイダンスは一定の状況において割引キャッシュ・フロー計算の使用を企業に要求しています。CECLモデルにはこのような義務付けはありません。

.20 CECLおよび信用悪化の両モデルは、引当金に貨幣の時間価値を考慮することを求めています。ただし、CECLモデルでは、時間価値の考慮は明示的なものであっても黙示的なものであっても許容されます。FASBは、貨幣の時間価値を明示的に考慮する方法の1つの例が割引キャッシュ・フロー計算であり、貨幣の時間価値を黙示的に考慮する方法の例が過去の損失率 (Loss Rate) やデフォルト確率 (probabilities of default, PD) であると考えています。

PwCの見解:

FASBは、CECLモデルに貨幣の時間価値を反映することの必要性について相当の時間をかけて議論しました。関係者は、貨幣の時間価値を盛り込むことが事実上企業に割引キャッシュ・フロー計算の使用を要求することになるかどうかについて懸念を表明しました。FASBは、信用損失の見積りにおいてデフォルト確率 (PD) / デフォルト時損失 (LGD) 法および過去の損失率など一般的に用いられている方法の多くが貨幣の時間価値を本質的に反映していると考えています。

FASBの結論は、ある一時点で貸借対照表に計上されている償却原価額は、すべての予想将来キャッシュ・フローを実効金利で割り引いた現在価値を反映しているという前提に立っています。企業がこれまで償却原価を基礎とした帳簿価額に対して損失を測定してきた場合、このような過去の損失情報は貨幣の時間価値を本質的に反映しています。このため、こうした情報を織り込んだ過去のデフォルト確率およびデフォルト時損失率は減損モデルの目的を充足することになると考えられます。

.21 CECLモデルは、信用補完が別個に独立した金融商品ではない場合、信用損失引当金を見積る際に、当該信用補完がどのように金融資産の予想信用損失を軽減するかを考慮することを企業に認めています。このため、金融資産の予想信用損失の見積りにおいては、当該金融資産の予想信用損失を軽減する可能性のある法的に分離可能で別個に行使可能な契約と相殺してはいけません。

PwCの見解:

本会計基準アップデート案は、購入したクレジット・デフォルト・スワップを、予想信用損失を見積る際に考慮できない独立した契約の例として挙げています。クレジット・デフォルト・スワップは明らかに独立した契約ですが、その他の一般的な信用補完が独立した契約とみなされるかどうかは明確ではありません。

たとえば、貸付契約に付随する標準的な「表明および保証 (representations and warranties)」は、「別個に行使可能な」契約ではなく、事後の売却時に必ずしも貸付金とともに売却されるわけではありません。そのため、標準的な「表明および保証」が独立した契約とみなされるかどうかは不透明です。PwCは、「表明および保証」のようなさまざまな種類の信用補完を、会計基準アップデート案の文言に基づいて企業の信用損失の見積りにどのように織り込むべきか、または織り込むべきでないかについて疑問が生じると考えています。

金利収益

.22 CECLモデルは、金利収益の認識に関して、次の2つの領域のみを取り扱っています。(1) 購入した信用減損金融資産に関わる金利収益の認識、および(2) 金融資産の金利収益の発生計上を中止する時期。これ以外について、CECLモデルは、債権者がどのように金融資産の金利収益を認識、測定または表示すべきかを取り扱っていません。

.23 CECLモデルは、購入した信用減損金融資産を「取得した個々の金融資産(または取得日時点で共通のリスク特性を有する取得した金融資産のグループ)のうち、買手の評価に基づいて、組成以後に重大な信用度の悪化を経験したものと」定義しています。

PwCの見解:

購入した信用減損金融資産の定義は、現行の実務からの変更を意味します。ASC310-30の下では、購入した資産は、組成以後に信用が悪化した証拠があり、かつ、取得時に投資者が契約上要求される受取債権のすべてを回収できない可能性が高い場合に、減損しているとみなされます(よってASC310-30が適用されます)。

CECLモデルで用いられている定義では、既存のガイダンスの2番目の要件が削除されています。このため、提案されたモデルのもとでは購入した信用減損金融資産の範囲に含まれる資産の範囲が変わる可能性があります。

.24 購入した信用減損金融資産について、CECLモデルは、購入価格に含まれる取得日時点の予想信用損失に起因するディスカウントを評価することを買手に要求しています。このディスカウントの額は、金利収益としては認識されません。

PwCの見解:

CECLモデルの下で、購入した信用減損資産の初日に行われる当初認識の取扱いについては、引き続き特定のガイダンスの対象となります。取得時において、企業は、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの金額を引当金として計上することを要求されます。当初の購入価格の各構成要素は、初日の引当金の分を反映する分「総額表示(グロス・アップ)」されます。

たとえば、企業が、額面価額100ドルの資産を85ドルで購入すると仮定します。取得日に、企業は、契約上のキャッシュ・フローのうち10ドルは回収できないと見積ります。資産の85ドルの取得価額は、購入価格に組み込まれた10ドルの引当金を反映させるため95ドルに「総額表示(グロス・アップ)」されます。信用以外の要因に起因する残りの購入ディスカウントの5ドルは、資産の残存期間にわたって金利収益として認識されます。

信用悪化モデルの下での購入信用減損金融資産の取扱いはCECLモデルとは異なっています。信用悪化モデルには、組み込まれた引当金を反映するために貸付金の価額を「総額表示(グロス・アップ)」するという概念はありません。IASBのモデルは、初日の当初認識時に引当金を計上することを要求していませんが、そのかわり、金利収益の発生計上は契約上のキャッシュ・フローではなく予想キャッシュ・フローに対するものに限定されます。これは、ASC310-30の下での、現行のUS GAAPの購入した信用減損金融資産の会計処理と一致しています。

.25 当初認識以降の事後測定では、購入信用減損金融資産の予想信用損失に係る引当金は、減損モデルの適用範囲にある他の負債性金融商品に対するものと同様のアプローチが適用されます。予想信用損失に係る引当金の変動は、当期の信用損失引当金への調整として認識されます。

PwCの見解:

CECLモデルは、購入信用減損資産の現行の会計処理の複雑性に対する懸念に対処することを意図しています。現行のASC310-30のガイダンスの下では、購入信用減損資産の予想キャッシュ・フローの悪化は追加の引当費用として反映されますが、予想キャッシュ・フローの改善は、通常、将来に向かった利回りの修正として反映されます。

CECLモデルでは、この「非対称性」が削除されています。予想キャッシュ・フローの変動は、増加でも減少でも、全て当期の引当費用の調整を通じて反映されることとなります。このため、信用の予想が大幅に改善する場合には、資産を割引いて購入したことにより当初の信用損失が全く計上されていなかった資産に対する利得が計上されることとなります。

.26 CECLモデルは、契約上のキャッシュ・フローのすべてを回収する可能性が高くない場合を除いて、契約上の金利を認識することを企業に求めています。元本のほとんど全部または金利のほとんど全部を受け取る可能性が高くない場合には、企業は金利収益の発生計上を中止します。

.27 元本のほとんど全部の支払を受け取る可能性が高くない場合、企業は将来のすべての現金受取額を当該資産の帳簿価額の減額として認識します。帳簿価額がゼロまで減額された場合、追加の受取額は以前に直接償却した金額の回収として認識し(すなわち、予想信用損失に係る引当金の調整として計上し)、超過部分は金利収益として認識します。

.28 企業が、元本のほとんど全部の支払を受け取る可能性が高いものの、金利のほとんど全部の支払を受け取る可能性は高くない場合、企業は現金支払を受け取る時に負債性金融商品の金利収益を認識します。資産が未収利息不計上の状態になければ認識されていたであろう金利収益の金額を超える現金受取額は、当該資産の帳簿価額の減額に充当されることになります。

PwCの見解:

現行の実務では企業が金利収益の認識を中止する時期にばらつきがあります。ただし、特定の業界では規制当局などによって首尾一貫したアプローチが開発または確立されています。たとえば、銀行業界においては、通常、90日以上延滞している貸付金について金利収益が認識されません。このプロジェクトの審議の過程で、FASBは、銀行規制当局を含む様々な関係者に対するアウトリーチ活動を行いました。FASBは、本ASU案のガイダンスを起草する際に、銀行業界における現行の「未収利息不計上」という慣行についての銀行規制当局からのフィードバックを考慮しました。このため、銀行業界以外の関係者にとっては現行実務からの変更と理解される可能性があります。

条件変更

.29 問題債務の再編に該当しない条件変更について、その条件変更が新規の貸付金となるのか当初の貸付金の継続となるのかの評価に関する現行のガイダンスに変更はありません。債権者は、その条件変更がASC310-20-35-9(従前のEITF01-7)に概要が示されている「少なからぬ(more than minor)」変更かどうかを評価する必要があります。条件変更が「少なからぬ」変更とみなされる場合、その貸付金は新規の貸付金として会計処理され、実効金利は新規の貸出条件および現在の市場の状況に基づくことになります。

.30 CECLモデルは、問題債務の再編について、現行のUS GAAPの定義を踏襲しています。FASBは、問題債務の再編において債権者が債務者に与える経済的譲歩は、当初の契約上のキャッシュ・フローの回収を最大化しようとする債権者の努力を反映していると結論付けました。このため、問題債務の再編は当初の負債性金融商品の継続とみなされ、実効金利は「条件変更前」の実効金利となります。

.31 問題債務の再編について、CECLモデルでは、新たな一連のキャッシュ・フローを考慮して、条件変更された資産の実効金利が引き続き当初の実効金利と等しくなるように、条件変更された資産の償却原価を基礎にした帳簿価額の修正(および対応する予想信用損失に係る引当金額の調整)が必要となります。帳簿価額に対する修正額は、条件変更前の償却原価から条件変更後の契約上のキャッシュ・フローの現在価値(当初の実効金利で割引く)を控除したものと計算されます。

開示

.32 本修正案は、さまざまな開示を要求しています。本稿の付録IIは、提案されている開示案を要約したものです。開示は、財務諸表の利用者が次の事項を理解できるようにすることを意図しています。(1)ポートフォリオに固有の信用リスクおよび経営者がポートフォリオの信用度をモニターしている方法、(2)予想信用損失についての経営者の見積り、(3)当期中に行われた予想信用損失の見積りの変更。本ASU案には要求される開示の設例が含まれています。

.33 いくつかの開示では、ポートフォリオ・セグメント別または金融資産の種類(class)別のいずれかで情報を提供することが企業に求められています。ポートフォリオ・セグメントは、本ASU案において、「企業が予想信用損失に係る引当金を決定するための体系的な方法論を、作成し文書化しているレベル」と定義されています。たとえば、これは、債権、産業、またはリスクの種類別である場合があります。金融資産の種類については、「(1)測定属性、(2)金融資産のリスク特性、ならびに、(3)企業が信用リスクを監視および評価する方法、のすべてに基づいて決定された金融資産のグループ」と定義されています。たとえば、こ

れは、測定属性、製品、およびリスク格付別になっていることがあります。

.34 企業は、特定の事実および状況に照らして、本ASU案に示されている開示の目的を満たすためにどの程度の詳細さで情報を提供しなければならないかを決定することが要求されます。企業は、過度に集約を行い重要な情報を不明瞭にしてしまうことと、財務諸表の利用者の役に立たないかもしれないような過度の詳細さで財務諸表に記載することとの間のバランスを取らなければなりません。

経過措置

.35 FASBは、新しいガイダンスの発効日をまだ決定していません。しかし、発効日が決まれば、当ガイダンスは、発効日以後に開始する事業年度、およびその事業年度内の期中報告期間について適用されることとなります。

.36 企業は、ガイダンスが発効する最初の報告期間の期首現在の財政状態計算書へ累積的影響の調整額を計上することによって当ガイダンスを適用します。たとえば、仮に発効日が2015年1月1日となった場合、四半期報告が要求される12月決算企業に関して、累積的影響調整額は、2015年1月1日現在で計上され、当ガイダンスが発効する最初の報告期間は2015年3月31日に終了する四半期会計期間となります。早期適用は認められていません。

質問

.37 当Datalineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。当Datalineに関して質問があるエンゲージメント・チームはNational Professional Services GroupのFinancial Instruments team (1-973-236- 7803)までお問い合わせください。

付録 I—FASBの「Current Expected Credit Loss Model (CECLモデル)」とIASBの信用悪化モデルの比較

説明	CECL モデル(FASB)	信用悪化モデル(IASB)
適用範囲	CECL モデルは、「純利益を通じた公正価値」で測定されない貸付金、負債性証券、ローン・コミットメント、売掛金、再保険債権、およびリース債権に適用される。	信用悪化モデルと CECL モデルの適用範囲はおおむね一致している。ただし、以下のようないくつかの相違点がある。 <ul style="list-style-type: none"> 信用悪化モデルは、再保険債権には適用されない。 金融保証契約は、信用悪化モデルの適用範囲に含まれる。企業が以前に、金融保証契約を保険契約とみなし、保険会計を適用してきたことを明確に主張していた場合、当該企業は保険契約会計の適用継続を選択できる。
信用損失を見積る際に考慮する情報	CECL モデルは、見積りに関連する内部および外部の利用可能なすべての情報を考慮することを企業に要求している。こうした情報には、過去の事象、現時点の状況、および合理的で裏付け可能な予測ならびに予想信用損失に対するそれらの影響が含まれる。	同左
予想信用損失の定義	CECL モデルにおいて、予想信用損失は、認識した金融資産(もしくは金融資産のグループ)または与信を拡大するコミットメントからの回収が見込まれないすべての契約上のキャッシュ・フローの見積りと定義されている。	同左
信用損失引当金の測定目的	CECL モデルの下では、企業は、各報告日に、すべての負債性金融商品の予想信用損失の全部について引当金を認識する。	信用悪化モデルの下では、重大な信用度の悪化があったかまたは損失事象が今後 12 か月間に予想される場合にのみ、全期間の予想信用損失の認識が要求される。

説明	CECL モデル(FASB)	信用悪化モデル(IASB)
信用損失引当金の 変動の認識	CECL モデルの下で、信用損失引当金の変動は直ちに純利益に認識される。	<p>二重測定アプローチを用いる結果、純利益を通じて認識される金額には以下も含まれる。</p> <p>(1) 資産の信用損失測定目的が、重大な信用度の悪化により、「12 か月の予想損失」から「全期間の予想損失」へ変更となった影響、および</p> <p>(2) 資産の信用損失測定目的が、重要な信用度の悪化の解消により、「全期間の予想損失」から「12 か月の予想損失」へ変更となった影響</p>
購入した信用減損 金融資産	CECL モデルの下で、購入した信用減損資産には初日の会計処理について特定のガイダンスがある。資産の帳簿価額は、組み込まれた引当金を反映するため「総額表示(グロス・アップ)」される。購入価額に組み込まれたディスカウントのうち信用に起因しない残りの部分は、資産の残存期間にわたって金利収益として認識される。	信用悪化モデルには、組み込まれた引当金を反映するために貸付金の帳簿価額を「総額表示(グロス・アップ)」するという概念がない。かわりに、資産は当初の公正価値で計上され、キャッシュ・フローの回収が予想される水準まで期間にわたり増額される。
予想信用損失の 測定原則	CECL モデルの下で、予想信用損失の見積りは貨幣の時間価値を反映し、かつ、最低でも、信用損失が生じる可能性および信用損失が生じない可能性の両方を反映する。企業は、最も可能性の高い結果のみに基づいて予想信用損失を見積ることを禁止されている。	同左
金融資産の 直接償却原則	CECL モデルの下で、企業は、回収の合理的な予想がないと判断した期間に金融資産を直接償却する。	同左

付録 II－開示要求事項

	要求される開示
信用度の情報	<ul style="list-style-type: none"> 信用度に関して金融資産の種類(class)ごとに以下のすべてを含む定量的および定性的情報(1)信用度の指標に関する記述、(2)償却原価(信用度の指標ごと)、および(3)それぞれの信用度の指標について、情報が最後に更新された日付または期間。 企業が内部信用格付けを開示する場合、それらの内部信用格付けがどのように損失の可能性に関連しているかに関する定性的情報。
予想信用損失に係る引当金	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表利用者が以下の事項を理解できるようにする情報。(1) 予想信用損失に係る引当金の設定についての経営者のプロセス、(2) 予想信用損失に関する現在の見積りを形成する際に経営者が使用した情報、および、(3) 予想信用損失に係る引当金の変動の原因となった経済状況。 ポートフォリオ・セグメントごとの、予想信用損失に係る引当金を見積るために使用した企業の会計方針および方法の記述で以下を含む。(1) 予想損失の見積りをどのように形成しているかに関する記述、(2) 過去の事象、現在の状況、および将来に関する合理的で裏付け可能な予測を含む、予想信用損失に関する経営者の現在の見積りに影響を及ぼす諸要因に関する記述および説明、(3) 各ポートフォリオ・セグメントに関連するリスク特性の説明、(4) 予想信用損失に関する経営者の現在の見積りに影響を及ぼす諸要因の変化および変化の理由に関する説明(たとえば、損失率の変化、ポートフォリオ構成の変更、資産が購入されたものか組成されたものかにかかわらず資産の分量の変化、現在の見積りに影響するが過去の期間には考慮しなかった重大な事象または状況、(5) 前期からの企業の会計方針または方法の変更の識別、および、その変更(該当する場合)の理論的根拠、(6) 見積りに用いられた手法の重大な変更の説明および、その変更(該当する場合)の理由、(7) 直接償却の金額の重大な変更(該当する場合)の理由。 償却原価およびFV-OCIで測定するものに分類された資産について、以下を含む予想信用損失に係る引当金の次の事項を含む増減明細: 引当金の期首残高、信用損失に係る当期の引当金への繰入、引当金の直接償却、過去に直接償却した金額の回収、引当金の期末残高。 企業が、FV-OCIに分類される特定の金融資産の予想信用損失を測定せずに、825-15-25-2項の実務上の簡便法を活用する場合、ポートフォリオ・セグメント・レベルでのそれらの資産の償却原価残高。
特定の負債性金融商品の増減明細	<ul style="list-style-type: none"> FV-OCIまたは償却原価で測定される負債性金融商品のポートフォリオについて、ポートフォリオ・セグメントごとの次の事項を含む増減明細: 期首償却原価、組成、購入、売却、支払、償却、および期末償却原価。 上記で取扱われた増減明細は以下に適用されない。(1) Topic 605 の範囲内の収益取引から生じた債権、(2) Topic 944 の範囲内の保険契約から生じた再保険債権、ならびに、(3) 公正価値で測定して公正価値の変動を純損益に認識するものではないローン・コミットメント。

	要求される開示
FV-OCI 分類された負債性金融商品について公正価値と償却原価の差額の調整表	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表に表示されていない場合、FV-OCI で測定される金融資産の公正価値と償却原価の差額について、次の事項を含む調整表: 償却原価、予想信用損失に係る引当金、予想信用損失に係る引当金を控除した後の償却原価を公正価値まで調整するのに必要となる累計額、および公正価値。
期日経過の状態	<ul style="list-style-type: none"> ポートフォリオ・セグメント・レベルで分解された、報告日現在において期日経過となっている負債性金融商品の償却原価の経過期間分析、および、負債性金融商品がいつ期日を経過すると企業が判断するのかに関する開示。
未収利息不計上の状態	<p>次の事項をポートフォリオ・セグメント・レベルで分解</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告期間の期首現在および期末現在において未収利息不計上の状態にある負債性金融商品の償却原価。 未収利息不計上の負債性金融商品について、825-15-25-10 項に従い当期中に認識した金利収益の金額。 期日を 90 日以上経過しているが、報告日現在に未収利息不計上の状態にない負債性金融商品の償却原価。 未収利息不計上の状態にある負債性金融商品のうち、貸手による担保の運用または売却により返済が行われる (collateral-dependent) 金融資産により十分に保全されているため、報告日現在、関連する予想信用損失が存在しない負債性金融商品の償却原価。
購入した信用減損金融資産	<ul style="list-style-type: none"> 当期中に企業が購入した信用減損金融資産の範囲で、資産の購入価格と資産の額面価額との差額の次の事項を含む調整表: (1) 購入価格、(2) 買手の評価に基づく予想信用損失に起因するディスカウント、(3) その他の要因に起因するディスカウント (またはプレミアム)、ならびに (4) 額面価額。
担保付金融資産	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産の種類 (class) ごとに、担保の種類および担保により企業の金融資産が保全されている程度の記述。 金融資産の種類 (class) ごとに、担保により企業の金融資産が保全されている程度の重大な変化の説明。重大な変化の理由は一般的な悪化またはその他の理由にかかわらず。
経過措置	<p>企業が本 ASU を適用する期間において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計方針の変更の内容 (新たに採用した会計方針の説明を含む)。 その変更を適用する方法。 重要性がある場合には、当ガイダンスが発効する最初の期間の期首現在において、財政状態計算書の表示科目に対する適用の影響。財務諸表の小計に対する影響の表示は要求されない。 当ガイダンスが発効する最初の期間の期首現在の財政状態計算書における利益剰余金またはその他の資本の内訳項目に対する変更の累積的影響。 <p>期中財務諸表を公表する企業は、変更を行った年度のそれぞれの期中財務諸表および変更の期間の年次財務諸表において、上記の開示を行う。</p>

Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.